

島根大学学長に求められる資質・能力、期待される役割

令和8年6月15日
学長選考・監察会議決定

島根大学は、大学憲章において、学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努めることを目指しており、島根大学学長は、以下に示すような資質・能力を備え、期待される役割を果たすことが求められる。

1 資質・能力

- (1) 人格が高潔で、優れた学識と高い倫理観を有し、地域に根ざす総合大学としての教育・研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
- (2) 本学の未来を切り拓くための明確なビジョンを持ち、社会の変化や科学・技術の発展に的確に対応しつつ、活力ある教育・研究・医療を実現する卓越した企画力・決断力・実行力を備えていること。
- (3) 本学の最高責任者として教職員を指揮監督する立場と責任を自覚し、全構成員を牽引する強力なリーダーシップを有すること。
- (4) 学内外において良好な信頼関係と協働体制を構築し、大学運営を円滑に行うことが期待できること。
- (5) 国内外において、本学の存在感を示すための発信力を有すること。

2 期待される役割

- (1) 豊かな人間性と教養、高度な専門性、グローバルな感性を有し、地域や世界で活躍する創造性に富んだ学生を育成すること。
- (2) 教員の研究力を向上させ、多様な研究を推進することによって特色ある世界水準の研究成果を創出し、地域へ還元するとともに、国内外における研究拠点の形成に努めること。
- (3) 知と文化、医療の拠点として地域に貢献するとともに、地域と一体となった産学官連携を推進し、地方創生を牽引すること。
- (4) 地域が抱える様々な課題を理解し、地域との信頼関係の下で地域住民等と協働して解決に取り組み、地域コミュニティを支えるとともに、地域の活性化に貢献すること。
- (5) 学内外の意見や社会のニーズを汲み取り、学生・教職員が最大限に活躍できる環境の整備と組織改革を行うとともに、大学経営人材の計画的な育成・確保を行い、社会の変化や科学・技術の発展に的確に対応して持続的進化を可能とする大学経営体制を構築すること。

3 学長の選考方法

学長の選考方法は別紙のとおりとする。

(別紙)

学長の選考（再任審査）方法

- 1 学長選考・監察会議は、学長選考の基準として「学長に求められる資質・能力、期待される役割」を定め、公表する。
- 2 学長選考・監察会議は、当該学長に対し再任の意思の有無を確認し、再任の意思がある場合は、業績調書及び所信表明書の提出を求める。
- 3 学長選考・監察会議は、学長選考の基準に基づき前項の書類の審査及び当該学長との面談を行い、再任の可否を決定する。
- 4 学長選考・監察会議における決定については、透明性を高めるために、決定のために用いた情報と決定理由について公開する。

————再任の意思がない場合、または審査の結果再任を否とした場合————

- 1 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の推薦を依頼する日における「推薦資格を有する者」に対し、学長候補適任者の推薦依頼を公示する。
- 2 学長選考・監察会議は、推薦された学長候補適任者の提出した「学長候補適任者推薦書」「学長候補適任者経歴・業績調書」「推薦者名簿」「所信表明書」及び「同意書」を学長選考の基準に基づいて、学長候補適任者の審査を行い、諾否確認の上、5名以内を学長候補適任者として選考する。
- 3 学長選考・監察会議は、学長候補適任者が所信表明を行うための所信表明会を開催する。
- 4 学内意向調査は、学長候補適任者の人数にかかわらず実施する。
- 5 学長選考・監察会議は、学長選考の基準に基づいて、学長候補適任者の所信、経歴、学内意向調査結果、その他必要と思われる情報を十分に収集するとともに、面接を実施して総合的に判断をした上で、学長候補者を決定する。
- 6 学長選考・監察会議における決定については、透明性を高めるために、決定のために用いた情報と決定理由について公開する。

<根拠規則等>

- ・学長選考等規則（平成17年島大規則第48号）
- ・学長選考等に関する学内意向調査細則（平成29年島大細則第25号）
- ・学長選考・監察会議規則（平成16年島大規則第165号）